

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和8年3月30日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 飯塚義隆

記

第1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和8年3月4日付け上監委第43号】分

| 指 摘 事 項 | 改善・対応措置【実施日】 |
|--|--|
| | 再発防止措置【実施日】 |
| <p>○ユートピアくびき管理運営費 ○頸城区体育施設管理運営費 ユートピアくびき管理運営費及び頸城区体育施設管理運営費において、前回監査の注意事項の多くで改善が確認できず、不適正な事務処理が漫然と繰り返されている。このことは、事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながるものが懸念されるものである。監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理が行われるよう徹底するとともに、組織全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直し、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。</p> | <p>○監査を受けての基本的対応方針 前回、監査委員から指摘を受けていたにも関わらず、改善が図られていなかったことを重く受け止め、事務引継ぎを確実にを行うとともに、適正な契約、執行事務となるようにチェックリストを作成し、グループ全体でチェック体制を再構築することとした。</p> <p>○改善・対応措置 ・会計年度任用職員を含むグループ内の職員に対し、監査結果を周知した。 【実施日：令和8年3月7日】</p> <p>・グループ内の職員を対象に、改めて指摘内容を共有し、「チェックリスト」の作成とチェック体制等の改善方法を協議した。 【実施日：令和8年3月7日】</p> |
| | <p>○再発防止措置 ・契約、検収、支払事務に関するチェックリストを作成し、以下の点について複数体制で点検をすることとした。 ① 提出書類、支払方法、回数、端数処理方法等は仕様書のとおりとなっているか。 ② 再委託の場合は、「受託業務の再委託会社承認申請書」により承認を得ているか報告書の提出を求めている場合は、報告書を受領しているか。 ③ 業務の履行をもって検収としているか。 ④ 検収後に請求書を受領しているか。 ⑤ 請求書受領後、30日以内に支払えるよう起票したか。 【実施日：令和8年3月7日】</p> <p>・会計年度任用職員を含めた係全員で組織におけるチェック機能の重要性を再確認し、チェックシートによる確認を徹底することとした。 【実施日：令和8年3月7日】</p> |
| | <p>・担当職員、副主幹（担当班長）及びグループ長が、当該指摘事項と上記の再発防止措置を事務引継書に明記し、再び同様の誤りがないよう確実に事務引継ぎをすることとした。</p> <p>・チェックシートによる確認を担当職員、副主幹（担当班長）、グループ長が確実に実施していることを、次長が確認することとした。 【実施日：令和8年3月9日】</p> |